

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
第1 基本方針		法第43条		
	<u>（1）指定居宅介護事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定居宅介護の提供に努めているか。</u>	平18厚令171第3条第2項		運営規程 個別支援計画 ケース記録
	<u>（2）指定居宅介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u>	平18厚令171第3条第3項		運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類
	<u>（3）指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</u>	平18厚令171第4条第1項		運営規程 個別支援計画 ケース記録
第2 人員に関する基準		法第43条第1項		
1 従業者の員数	<u>指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。</u>	平18厚令171第5条第1項		勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業者の資格証
2 サービス提供責任者	<u>指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するものうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。（ただし、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。）</u>	平18厚令171第5条第2項		サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業者の資格証
3 管理者	<u>指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</u>	平18厚令171第6条		管理者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業者の資格証
第3 設備に関する基準 設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。	法第43条第2項 平18厚令171第8条第1項		適宜必要と認める資料

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	<u>（1）指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</u>	法第43条第2項 平18厚令171 第9条第1項		重要事項説明書 利用契約書
	<u>（2）指定居宅介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</u>	平18厚令171 第9条第2項		重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面
2 契約支給量の報告等	<u>（1）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</u>	平18厚令171 第10条第1項		受給者証の写し
	<u>（2）契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</u>	平18厚令171 第10条第2項		受給者証の写し 契約内容報告書
	<u>（3）指定居宅介護事業者は指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</u>	平18厚令171 第10条第3項		契約内容報告書
	<u>（4）指定居宅介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、（1）から（3）に準じて取り扱っているか。</u>	平18厚令171 第10条第4項		受給者証の写し 契約内容報告書
3 提供拒否の禁止	指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく指定居宅介護の提供を拒んでいないか。	平18厚令171 第11条		適宜必要と認める資料
4 連絡調整に対する協力	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平18厚令171 第12条		適宜必要と認める資料
5 サービス提供困難時の対応	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平18厚令171 第13条		適宜必要と認める資料
6 受給資格の確認	<u>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。</u>	平18厚令171 第14条		受給者証の写し
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	<u>（1）指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</u>	平18厚令171 第15条第1項		適宜必要と認める資料

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
	（2）指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平18厚令171第15条第2項		適宜必要と認める資料
8 心身の状況等の把握	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平18厚令171第16条		アセスメント記録 ケース記録
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	（1）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平18厚令171第17条第1項		個別支援計画 ケース記録
	（2）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平18厚令171第17条第2項		個別支援計画 ケース記録
10 身分を証する書類の携行	指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平18厚令171第18条		適宜必要と認める資料
11 サービスの提供の記録	（1）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度、記録しているか。	平18厚令171第19条第1項		サービス提供の記録
	（2）指定居宅介護事業者は、（1）の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けているか。	平18厚令171第19条第2項		サービス提供の記録
12 指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	（1）指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平18厚令171第20条第1項		適宜必要と認める資料
	（2）（1）の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 （ただし、13の（1）から（3）までに掲げる支払については、この限りでない。）	平18厚令171第20条第2項		適宜必要と認める資料
13 利用者負担額等の受領	（1）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。	平18厚令171第21条第1項		請求書 領収書

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
	<u>（２）指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</u>	平18厚令171 第21条第2項		請求書 領収書
	<u>（３）指定居宅介護事業者は、（１）及び（２）の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合に、それに要した交通費の額の支払いを支給決定障害者等から受けているか。</u>	平18厚令171 第21条第3項		請求書 領収書
	<u>（４）指定居宅介護事業者は、（１）から（３）までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</u>	平18厚令171 第21条第4項		領収書
	<u>（５）指定居宅介護事業者は、（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</u>	平18厚令171 第21条第5項		重要事項説明書
14 利用者負担額に係る管理	指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。 この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	平18厚令171 第22条		適宜必要と認める資料
15 介護給付費の額に係る通知等	<u>（１）指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</u>	平18厚令171 第23条第1項		通知の写し
	<u>（２）指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</u>	平18厚令171 第23条第2項		サービス提供証明書の写し
16 指定居宅介護の基本取扱方針	（１）指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。	平18厚令171 第24条第1項		適宜必要と認める資料

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
	（2）指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平18厚令171 第24条第2項		適宜必要と認める資料
17 指定居宅介護の具体的取扱方針	指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は次に掲げるところとなっているか。 ① 指定居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。 ② 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 ③ 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 ④ 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 ⑤ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。	平18厚令171 第25条 平18厚令171 第25条第1号 平18厚令171 第25条第2号 平18厚令171 第25条第3号 平18厚令171 第25条第4号 平18厚令171 第25条第5号		適宜必要と認める資料
18 居宅介護計画の作成	（1）サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しているか。	平18厚令171 第26条第1項		個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類
	（2）サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者に交付しているか。	平18厚令171 第26条第2項		個別支援計画及び交付した記録
	（3）サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行っているか。	平18厚令171 第26条第3項		個別支援計画
	（4）居宅介護計画に変更があった場合、（1）及び（2）に準じて取り扱っているか。	平18厚令171 第26条第4項		個別支援計画
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはいいないか。	平18厚令171 第27条		適宜必要と認める資料

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
20 緊急時等の対応	<u>従業員は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</u>	平18厚令171第28条		緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録
21 支給決定障害者等に関する市町村への通知	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平18厚令171第29条		適宜必要と認める資料
22 管理者及びサービス提供責任者の責務	(1) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行っているか。	平18厚令171第30条第1項		適宜必要と認める資料
	(2) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業員に平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平18厚令171第30条第2項		適宜必要と認める資料
	(3) サービス提供責任者は、18に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。	平18厚令171第30条第3項		利用申込み時の記録 サービス提供内容を管理していることが分かる書類（運営規程等）
	(4) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己点検の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。	平18厚令171第30条第4項		適宜必要と認める資料
23 運営規程	<u>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</u> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業員の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ <u>指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額</u> ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法	平18厚令171第31条		運営規程

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
	<p><u>⑦ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u></p> <p><u>⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>⑨ その他運営に関する重要事項</u></p>			
24 介護等の総合的な提供	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることはないか。	平18厚令171第32条		適宜必要と認める資料
25 勤務体制の確保等	<p><u>（1）指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。</u></p> <p><u>（2）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業員によって指定居宅介護を提供しているか。</u></p> <p><u>（3）指定居宅介護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u></p> <p><u>（4）指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u></p>	<p>平18厚令171第33条第1項</p> <p>平18厚令171第33条第2項</p> <p>平18厚令171第33条第3項</p> <p>平18厚令171第33条第4項</p>		<p>従業員の勤務表</p> <p>従業員の勤務表 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類</p> <p>研修計画、研修実施記録</p> <p>就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類</p>
26 業務継続計画の策定等	<p><u>（1）指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u></p> <p><u>（2）指定居宅介護事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</u></p> <p><u>（3）指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u></p>	<p>平18厚令171第33条の2第1項</p> <p>平18厚令171第33条の2第2項</p> <p>平18厚令171第33条の2第3項</p>		<p>業務継続計画</p> <p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p> <p>業務継続計画の見直しを行ったことが分かる書類</p>
27 衛生管理等	（1）指定居宅介護事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	平18厚令171第34条第1項		適宜必要と認める資料

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
	（2）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	平18厚令171第34条第2項		適宜必要と認める資料
	（3）指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。	平18厚令171第34条第3項		委員会議事録 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類
28 掲示	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定居宅介護事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平18厚令171第35条第1項、第2項		事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
29 身体拘束等の禁止	（1）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。	平18厚令171第35条の2第1項		個別支援計画 身体拘束等に関する書類
	（2）指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	平18厚令171第35条の2第2項		身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等
	（3）指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	平18厚令171第35条の2第3項		委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
	<u>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的</u> <u>に実施しているか。</u>			研修を実施したことが分かる書類
30 秘密保持等	<u>（１）指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由が</u> <u>なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らして</u> <u>いないか。</u>	平18厚令171 第36条第1項		従業者及び管理者の 秘密保持誓約書
	<u>（２）指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、</u> <u>正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘</u> <u>密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u>	平18厚令171 第36条第2項		従業者及び管理者の 秘密保持誓約書 その他必要な措置を 講じたことが分かる 書類（就業規則等）
	<u>（３）指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対し</u> <u>て、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ</u> <u>文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</u>	平18厚令171 第36条第3項		個人情報同意書
31 情報の提供 等	<u>（１）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする</u> <u>者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居</u> <u>宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよ</u> <u>う努めているか。</u>	平18厚令171 第37条第1項		情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）
	<u>（２）指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について</u> <u>広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとな</u> <u>っていないか。</u>	平18厚令171 第37条第2項		事業者のHP画面・ パンフレット
32 利益供与等 の禁止	<u>（１）指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相</u> <u>談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う</u> <u>者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指</u> <u>定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財</u> <u>産上の利益を供与していないか。</u>	平18厚令171 第38条第1項		適宜必要と認める資料
	<u>（２）指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相</u> <u>談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う</u> <u>者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの</u> <u>対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</u>	平18厚令171 第38条第2項		適宜必要と認める資料
33 苦情解決	<u>（１）指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関す</u> <u>る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため</u> <u>に、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講</u> <u>じているか。</u>	平18厚令171 第39条第1項		苦情受付簿 重要事項説明書契約書 事業所の掲示物

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
	<u>（2）指定居宅介護事業者は、（1）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u>	平18厚令171 第39条第2項		苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル
	<u>（3）指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u>	平18厚令171 第39条第3項		市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	<u>（4）指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長）が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u>	平18厚令171 第39条第4項		都道府県（又は指定都市）からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	<u>（5）指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u>	平18厚令171 第39条第5項		都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	<u>（6）指定居宅介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、（3）から（5）までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</u>	平18厚令171 第39条第6項		都道府県等への報告書
	<u>（7）指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</u>	平18厚令171 第39条第7項		運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類
34 事故発生時の対応	<u>（1）指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</u>	平18厚令171 第40条第1項		事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
	<u>（２）指定居宅介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</u>	平18厚令171 第40条第2項		事故の対応記録 ヒヤリハットの記録
	<u>（３）指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u>	平18厚令171 第40条第3項		再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる書類（賠償責任保険書類等）
35 虐待の防止	指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平18厚令171 第40条の2		委員会議事録 研修を実施したことが分かる書類 担当者を配置していることが分かる書類
36 会計の区分	<u>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</u>	平18厚令171 第41条		収支予算書・決算書等の会計書類
37 記録の整備	<u>（１）指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</u>	平18厚令171 第42条第1項		職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類
	<u>（２）指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しているか。</u>	平18厚令171 第42条第2項		各種記録簿冊

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
38 電磁的記録等	（１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（２の（１）の受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。	平18厚令171第224条第1項		電磁的記録簿冊
	（２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。	平18厚令171第224条第2項		適宜必要と認める資料
<u>第5 共生型障害福祉サービスに関する基準</u>				
1 共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準	（１）指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上となっているか。	平18厚令171第43条の2		適宜必要と認める資料
	（２）共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。			適宜必要と認める資料
2 準用	<u>（第1の（３）、第2（２、３）及び第4を準用）</u>	平18厚令171第43条の4準用（第4条第1項、第5条第2項、第6条並びに第9条から第42条まで）		同準用項目と同一文書
3 電磁的記録等	（１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。	平18厚令171第224条第1項		電磁的記録簿冊

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
	（2）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平18厚令171 第224条第2項		適宜必要と認める資料
<u>第6 基準該当障害福祉サービスに関する基準</u>		法第30条 第1項第2号イ		
<u>1 従業者の員数</u>	（1） <u>基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、3人以上となっているか。</u>	平18厚令171 第44条第1項		勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業者の資格証
	（2） <u>離島その他の地域であって平成18年厚生労働省告示第540号に規定する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又は子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域」において基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、（1）にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上となっているか。</u>	平18厚令171 第44条第2項 平18厚告540		勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業者の資格証
	（3） <u>基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としているか。</u>	平18厚令171 第44条第3項		サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業者の資格証
<u>2 管理者</u>	<u>基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</u> <u>（ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</u>	平18厚令171 第45条		管理者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業者の資格証
<u>3 設備及び備品等</u>	事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。	平18厚令171 第46条		適宜必要と認める資料

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
4 同居家族に対するサービス提供の制限	<p>（1）従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせていないか。 ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。</p> <p>① 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合</p> <p>② 当該居宅介護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合</p> <p>③ 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合</p>	平18厚令171 第47条第1項		適宜必要と認める資料
	<p>（2）（1）のただし書により、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	平18厚令171 第47条第2項		適宜必要と認める資料
5 運営に関する基準	<p>（第1の（3）及び第4（13の（1）、14、15の（1）、19、24、28の後段及び29を除く。）を準用）</p>	平18厚令171 第48条第1項準用 （第4条第1項及び第9条から第43条まで（第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条、第35条の2及び第43条を除く。））		同準用項目と同一文書
6 電磁的記録等	<p>（1）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。</p>	平18厚令171 第224条第1項		電磁的記録簿冊
	<p>（2）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。</p>	平18厚令171 第224条第2項		適宜必要と認める資料

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
第7 変更の届出等	（1）指定居宅介護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅介護の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第46条第1項施行規則第34条の23		適宜必要と認める資料
	（2）指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第46条第2項施行規則第34条の23		適宜必要と認める資料
第8 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い		法第29条第3項		
1 基本事項	（1） <u>指定居宅介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</u> <u>（ただし、その額が現に当該指定居宅介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護に要した費用の額となっているか。）</u>	平18厚告523の一 平18厚告539 法第29条第3項		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（2） <u>（1）の規定により、指定居宅介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</u>	平18厚告523の二		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2 居宅介護サービス費	（1） <u>居宅における身体介護が中心である場合、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合及び通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者に対して、第2の1に規定する指定居宅介護事業者の従業員が第1の（3）に規定する指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</u>	平18厚告523別表第1の1の注1		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（2） <u>通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護又は基準該当居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</u> <u>① 区分2以上に該当していること。</u>	平18厚告523別表第1の1の注2 平26厚令5別表第一		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
	<p>② <u>平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」別表第一における次のイからホまでに掲げる項目のいずれかについて、それぞれイからホまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。</u> <u>イ 歩行「全面的な支援が必要」</u> <u>ロ 移乗「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</u> <u>ハ 移動「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</u> <u>ニ 排尿「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</u> <u>ホ 排便「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</u></p>			
	<p>（3）<u>家事援助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（家族等）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</u></p>	平18厚告523 別表第1の1 の注3		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>（4）<u>居宅介護従業者が、指定居宅介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</u></p>	平18厚告523 別表第1の1 の注4		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>（5）<u>居宅における身体介護が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</u> <u>ただし、次の①又は②に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。</u></p> <p>① <u>平成18年厚生労働省告示第548号「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の二に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合</u> <u>所定単位数の100分の70に相当する単位数</u></p> <p>② <u>平成18年厚生労働省告示第548号「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の四に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合</u> <u>次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ、それぞれイ又はロに掲げる単位数</u></p>	<p>平18厚告523 別表第1の1 の注5 平18厚告548 の一</p> <p>平18厚告548 の二</p> <p>平18厚告548 の四</p>		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
	<p>イ 所要時間3時間未満の場合 <u>平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」第2の1に規定する所定単位数</u></p> <p>ロ 所要時間3時間以上の場合 <u>638単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数</u></p>	平18厚告523 別表第2の1		
	<p><u>（6）通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</u> <u>ただし、次の①又は②に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。</u></p> <p>① <u>平成18年厚生労働省告示第548号「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の三に定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合所定単位数の100分の70に相当する単位数</u></p> <p>② <u>平成18年厚生労働省告示第548号「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の四に定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ、それぞれイ又はロに掲げる単位数</u></p> <p>イ <u>所要時間3時間未満の場合 平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第2の1に規定する所定単位数</u></p> <p>ロ <u>所要時間3時間以上の場合 638単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数</u></p>	<p>平18厚告523 別表第1の1の注6 平18厚告548の一</p> <p>平18厚告548の三</p> <p>平18厚告548の四</p> <p>平18厚告523 別表第2の1</p>		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p><u>（7）家事援助が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の四の二に定める者が、家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</u> <u>ただし、平成18年厚生労働省告示第548号「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の五に定める者が家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</u></p>	平18厚告523 別表第1の1の注7 平18厚告548の四の二及び五		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
	<p><u>（8）通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合</u>については、平成18年厚生労働省告示第548号「<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者</u>」の<u>四の二に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</u></p> <p><u>ただし、平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の六に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</u></p>	<p>平18厚告523 別表第1の1 の注8 平18厚告548 の四の二及び六</p>		<p>体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等</p>
	<p><u>（9）通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合につ</u>いては、平成18年厚生労働省告示第548号「<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者</u>」の<u>一に定める者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p><u>ただし、平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の六に定める者が、通院等のための乗車又は降車の介助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</u></p>	<p>平18厚告523 別表第1の1 の注9 平18厚告548 の一及び六</p>		<p>体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等</p>
	<p><u>（9の2）①同一敷地内建物等に居住する利用者（1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。）又は②指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、③指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。</u></p>	<p>平18厚告523 別表第1の1の注9 の2</p>		<p>体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等</p>
	<p><u>（10）平成18年厚生労働省告示第546号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件」に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護等を行った場合に、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定単位数を算定しているか。</u></p>	<p>平18厚告523 別表第1の1 の注10 平18厚告546</p>		<p>体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等</p>

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
	<p>（11）夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）に指定居宅介護を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時まで）に指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平18厚告523 別表第1の1 の注11		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>（12）平成18年厚生労働省告示第543号に定める「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の一に適合しているものとして都道府県知事、指定都市又は中核市の市長に届け出た指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所が、指定居宅介護又は共生型居宅介護を行った場合にあつては、当該基準に掲げる区分に従い1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>①特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の100分の20に相当する単位数 ②特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数 ③特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数 ④特定事業所加算（Ⅳ） 所定単位数の100分の5に相当する単位数</p>	平18厚告523 別表第1の1 の注12 平18厚告543 の一		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>（13）平成21年厚生労働省告示第176号に規定する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平18厚告523 別表第1の1 の注13 平21厚告176		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>（14）居宅における身体介護が中心である場合及び通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあつては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算しているか。</p>	平18厚告523 別表第1の1 の注14		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>（15）前号の加算が算定されている指定居宅介護事業所等が、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第1号に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届けた場合に、更に1回につき50単位を加算しているか。</p>	平18厚告523 別表第1の1 の注15 平18厚告551		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
	<u>（16）法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u>	法第76条の3第1項 平18厚告523 別表第1の1 の注16		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<u>（17）指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項（指定障害福祉サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u>	平18厚告523 別表第1の1 の注17 平18厚令171 第33条の2第1項 第43条の4、第48 条第1項		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<u>（18）指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項（指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数に減算しているか。</u>	平18厚告523 別表第1の1 の注18 平18厚令171 第35条の2第2 項・第3項、第43 条の4		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<u>（19）指定障害福祉サービス基準第40条の2（指定障害福祉サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数に減算しているか。</u>	平18厚告523 別表第1の1 の注19 平18厚令171 第42条の2、第43 条の4		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<u>（20）利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（共同生活援助サービス費（5）を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）を除く。）又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、居宅介護サービス費を、算定していないか。</u>	平18厚告523 別表第1の1 の注20		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
3 初回加算	<u>指定居宅介護事業所等において、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合又は当該指定居宅介護事業所等のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</u>	平18厚告523 別表第1の2 の注		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
4 利用者負担上限額管理加算	<u>指定居宅介護事業者共生型居宅介護の事業を行う者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</u>	平18厚告523別表第1の3の注		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
5 喀痰吸引等支援体制加算	<u>指定居宅介護事業所等において、喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）が必要な者に対して、登録特定行為事業者（同法附則第20条第2項において準用する同法第19条に規定する登録特定行為事業者をいう。）の認定特定行為業務従事者（同法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。）が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の(12)の①の特定事業所加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定していないか。</u>	平18厚告523別表第1の4の注		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
6 福祉専門職員等連携加算	<u>利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等の社会福祉士等と同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護等を行ったときは、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。</u>	平18厚告523別表第1の4の2の注		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7 福祉・介護職員処遇改善加算	<u>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。8及び9において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</u> <u>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</u> <u>① 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から6までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数</u> <u>② 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から6までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数</u> <u>③ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から6までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数</u>	平18厚告523別表第1の5の注 平18厚告543の二		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
8 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「 <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準</u> 」の三に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 2から6までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 ② 福祉・介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 2から6までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数	平18厚告523別表第1の6の注 平18厚告543の三		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
9 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「 <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準</u> 」の三の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合は、2から6までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平18厚告523別表第1の7の注 平18厚告543の三の二		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
10 福祉・介護職員等処遇改善加算	平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「 <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準</u> 」の二に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 2から6までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 2から6までにより算定した単位数の1000分の402に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 2から6までにより算定した単位数の1000分の347に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 2から6までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数	平18厚告523別表第1の5の注1 平18厚告543の二		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	令和7年3月31日までの間、平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「 <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準</u> 」の二に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。	平18厚告523別表第1の5の注2 平18厚告543の二		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（居宅介護）

事業所名			
点検者氏名		点検年月日	

（注）下線を付した項目が標準確認項目

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
	<p><u>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</u></p> <p><u>① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 2から6までにより算定した単位数の1000分の372に相当する単位数</u></p> <p><u>② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 2から6までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数</u></p> <p><u>③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 2から6までにより算定した単位数の1000分の357に相当する単位数</u></p> <p><u>④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 2から6までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数</u></p> <p><u>⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 2から6までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数</u></p> <p><u>⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 2から6までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数</u></p> <p><u>⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 2から6までにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数</u></p> <p><u>⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 2から6までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数</u></p> <p><u>⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 2から6までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数</u></p> <p><u>⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から6までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数</u></p> <p><u>⑪ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 2から6までにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数</u></p> <p><u>⑫ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 2から6までにより算定した単位数の1000分の194に相当する単位数</u></p> <p><u>⑬ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 2から6までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数</u></p> <p><u>⑭ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 2から6までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数</u></p>			体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（重度訪問介護）

事業所名				
点検者氏名		点検年月日		
確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
第1基本方針		法第43条		
	<u>（1）指定重度訪問介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定重度訪問介護の提供に努めているか。</u>	平18厚令171第3条第2項		運営規程 個別支援計画 ケース記録
	<u>（2）指定重度訪問介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u>	平18厚令171第3条第3項		運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類
	<u>（3）指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</u>	平18厚令171第4条第2項		運営規程 個別支援計画 ケース記録
第2人員に関する基準		法第43条第1項		
1.従業者の員数	<u>指定重度訪問介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。</u>	平18厚令171第7条準用（第5条第1項）		勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業者の資格証
2.サービス提供責任者	<u>指定重度訪問介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定重度訪問介護の職務に従事するものうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。（ただし、事業の規模に応じて、常勤換算方法によることができる。）</u>	平18厚令171第7条準用（第5条第2項）		サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業者の資格証

3 管理者	指定重度訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定重度訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定重度訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定重度訪問介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)	平18厚令171 第7条 準用(第6条)		管理者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業員の資格証
第3設備に関する基準 設備及び備品等	業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか指定重度訪問介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。	法第43条第2項 平18厚令171 第8条第2項 準用(第8条第1項)		適宜必要と認める資料
第4 運営に関する基準		法第43条第2項		
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定重度訪問介護事業者は、支給決定障害者が指定重度訪問介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定重度訪問介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用(第9条第1項)		重要事項説明書 利用契約書
	(2) 指定重度訪問介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用(第9条第2項)		重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面
2 契約支給量の報告等	(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を提供するときは、当該指定重度訪問介護の内容、契約支給量その他の必要な事項(受給者証記載事項)を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用(第10条第1項)		受給者証の写し
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。	平18厚令171 第43条第1項 準用(第10条第2項)		受給者証の写し 契約内容報告書
	(3) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用(第10条第3項)		契約内容報告書
	(4) 指定重度訪問介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用(第10条第4項)		受給者証の写し 契約内容報告書
3 提供拒否の禁止	指定重度訪問介護事業者は、正当な理由がなく指定重度訪問介護の提供を拒んでいないか。	平18厚令171 第43条第1項 準用(第11条)		適宜必要と認める資料

4 連絡調整に対する協力	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第12条）		適宜必要と認める資料
5 サービス提供困難時の対応	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な指定重度訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定重度訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第13条）		適宜必要と認める資料
6 受給資格の確認	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第14条）		受給者証の写し
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定重度訪問介護事業者は、重度訪問介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第15条第1項）		適宜必要と認める資料
	(2) 指定重度訪問介護事業者は、重度訪問介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第15条第2項）		適宜必要と認める資料
8 心身の状況等の把握	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第16条）		アセスメント記録 ケース記録
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第17条第1項）		個別支援計画 ケース記録
	(2) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第17条第2項）		個別支援計画 ケース記録
10 身分を証する書類の携行	指定重度訪問介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第18条）		適宜必要と認める資料
11 サービスの提供の記録	(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を提供した際は、当該指定重度訪問介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定重度訪問介護の提供の都度、記録しているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第19条第1項）		サービス提供の記録
	(2) 指定重度訪問介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定重度訪問介護を提供したことについて確認を受けているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第19条第2項）		サービス提供の記録

12 指定重度訪問介護事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定重度訪問介護事業者が、指定重度訪問介護を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平18厚令171第43条第1項準用(第20条第1項)	適宜必要と認める資料
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)	平18厚令171第43条第1項準用(第20条第2項)	適宜必要と認める資料
13 利用者負担額等の受領	(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定重度訪問介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。	平18厚令171第43条第1項準用(第21条第1項)	請求書 領収書
	(2) 指定重度訪問介護事業者は、法定代理受領を行わない指定重度訪問介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	第43条第1項準用(第21条第2項)	請求書 領収書
	(3) 指定重度訪問介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定重度訪問介護を提供する場合に、それに要した交通費の額の支払いを支給決定障害者等から受けているか。	平18厚令171第43条第1項準用(第21条第3項)	請求書 領収書
	(4) 指定重度訪問介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。	平18厚令171第43条第1項準用(第21条第4項)	領収書
	(5) 指定重度訪問介護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。	平18厚令171第43条第1項準用(第21条第5項)	重要事項説明書
14 利用者負担額に係る管理	指定重度訪問介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定重度訪問介護事業者が提供する指定重度訪問介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定重度訪問介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定重度訪問介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。 この場合において、当該指定重度訪問介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	平18厚令171第43条第1項準用(第22条)	適宜必要と認める資料

15 介護給付費の額に係る通知等	(1) 指定重度訪問介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定重度訪問介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を通知しているか。	平18厚令171第43条第1項準用（第23条第1項）	通知の写し
	(2) 指定重度訪問介護事業者は、法定代理受領を行わない指定重度訪問介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定重度訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。	平18厚令171第43条第1項準用（第23条第2項）	サービス提供証明書の写し
16 指定重度訪問介護の基本取扱方針	(1) 指定重度訪問介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。	平18厚令171第43条第1項準用（第24条第1項）	適宜必要と認める資料
	(2) 指定重度訪問介護事業者は、その提供する指定重度訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平18厚令171第43条第1項準用（第24条第2項）	適宜必要と認める資料
17 指定重度訪問介護の具体的な取扱方針	指定重度訪問介護事業所の従業者が提供する指定重度訪問介護の方針は次に掲げるところとなっているか。	平18厚令171第43条第1項準用（第25	適宜必要と認める資料
	① 指定重度訪問介護の提供に当たっては、重度訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。	平18厚令171第43条第1項準用（第25条第1号）	
	② 指定重度訪問介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。	平18厚令171第43条第1項準用（第25条第2号）	
	③ 指定重度訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	平18厚令171第43条第1項準用（第25条第3号）	
	④ 指定重度訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	平18厚令171第43条第1項準用（第25条第4号）	
	⑤ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。	平18厚令171第43条第1項準用（第25条第5号）	
18 重度訪問介護計画の作成	(1) サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した重度訪問介護計画を作成しているか。	平18厚令171第43条第1項準用（第26条第1項）	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類
	(2) サービス提供責任者は、重度訪問介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度訪問介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者に交付しているか。	平18厚令171第43条第1項準用（第26条第2項）	個別支援計画及び交付した記録
	(3) サービス提供責任者は、重度訪問介護計画作成後においても、当該重度訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度訪問介護計画の変更を行っているか。	平18厚令171第43条第1項準用（第26条第3項）	個別支援計画

	<u>(4) 重度訪問介護計画に変更があった場合、(1)及び(2)に準じて取り扱っているか。</u>	平18厚令171 第43条第1項 準用(第26条 第4項)		個別支援計画
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	指定重度訪問介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する重度訪問介護の提供をさせてはならないか。	平18厚令171 第43条第1項 準用(第27 条)		適宜必要と認める資料
20 緊急時等の対応	<u>従業者は、現に指定重度訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</u>	平18厚令171 第43条第1項 準用(第28 条)		緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録
21 支給決定障害者に関する市町村への通知	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を受けている支給決定障害者が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用(第29 条)		適宜必要と認める資料
22 管理者及びサービス提供責任者の責務	(1) 指定重度訪問介護事業所の管理者は、当該指定重度訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用(第30条 第1項)		適宜必要と認める資料
	(2) 指定重度訪問介護事業所の管理者は、当該指定重度訪問介護事業所の従業者に平成18年厚生労働省令第171号(指定障害福祉サービス基準)第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用(第30条 第2項)		適宜必要と認める資料
	<u>(3) サービス提供責任者は、18に規定する業務のほか、指定重度訪問介護事業所に対する指定重度訪問介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。</u>	平18厚令171 第43条第1項 準用(第30条 第3項)		利用申込み時の記録 サービス提供内容を管理していることが分かる書類(運営規程等)
	<u>(4) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己点検の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。</u>	平18厚令171 第43条第1項 準用(第30条 第4項)		適宜必要と認める資料
23 運営規程	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定重度訪問介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項	平18厚令171 第43条第1項 準用(第31 条)		運営規程

24 介護等の総合的な提供	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動中の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることはないか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第32 条）		適宜必要と認める資料
25勤務体制の確保等	(1) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対し、適切な指定重度訪問介護を提供できるよう、指定重度訪問介護事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第33条 第1項）		従業員の勤務表
	(2) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所ごとに、当該指定重度訪問介護事業所の従業員によって指定重度訪問介護を提供しているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第33条 第2項）		勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類
	(3) 指定重度訪問介護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第33条 第3項）		研修計画、研修実施記録
	(4) 指定重度訪問介護事業者は、適切な指定重度訪問の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第33条 第4項）		就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
26業務継続計画の策定等	(1) 指定重度訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定重度訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第33条 の2 第1項）		業務継続計画
	(2) 指定重度訪問介護事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第33条 の2 第2項）		研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	(3) 指定重度訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第33条 の2 第3項）		業務継続計画の見直しを行ったことが分かる書類
27衛生管理等	(1) 指定重度訪問介護事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第34条 第1項）		適宜必要と認める資料
	(2) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第34条 第2項）		適宜必要と認める資料

	<p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、当該指定重度訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定重度訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 当該指定重度訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 当該指定重度訪問介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。</p>	平18厚令171 第43条第1項 準用（第34条 第3項）	<p>委員会議事録</p> <p>感染症の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p>
28掲示	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定重度訪問介護事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定重度訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</p>	平18厚令171 第43条第1項 準用（第35条 第1項、第2 項）	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
29身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p>	平18厚令171 第43条第1項 準用（第35条 の2第1項）	個別支援計画 身体拘束等に関する書類
	<p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	平18厚令171 第43条第1項 準用（第35条 の2第2項）	身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）
	<p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p>	平18厚令171 第43条第1項 準用（第35条 の2第3項）	<p>委員会議事録</p> <p>身体拘束等の適正化のための指針</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p>
30秘密保持等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	平18厚令171 第43条第1項 準用（第36条 第1項）	従業者及び管理者の秘密保持誓約書
	<p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p>	平18厚令171 第43条第1項 準用（第36条 第2項）	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる書類（就業規則等）

	<u>(3) 指定重度訪問介護事業者は、他の指定重度訪問介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</u>	平18厚令171 第43条第1項 準用（第36条 第3項）	個人情報同意書
31情報の提供等	<u>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定重度訪問介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</u>	平18厚令171 第43条第1項 準用（第37条 第1項）	情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）
	<u>(2) 指定重度訪問介護事業者は、当該指定重度訪問介護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</u>	平18厚令171 第43条第1項 準用（第37条 第2項）	事業者のHP画面・パンフレット
32利益供与等の禁止	<u>(1) 指定重度訪問介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定重度訪問介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</u>	平18厚令171 第43条第1項 準用（第38条 第1項）	適宜必要と認める資料
	<u>(2) 指定重度訪問介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</u>	平18厚令171 第43条第1項 準用（第38条 第2項）	適宜必要と認める資料
33苦情解決	<u>(1) 指定重度訪問介護事業者は、その提供した指定重度訪問介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u>	平18厚令171 第43条第1項 準用（第39条 第1項）	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
	<u>(2) 指定重度訪問介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u>	平18厚令171 第43条第1項 準用（第39条 第2項）	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル
	<u>(3) 指定重度訪問介護事業者は、その提供した指定重度訪問介護に関し、法第10条第1項規定により市町村が行う報告若しくは文書の他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定重度訪問介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u>	平18厚令171 第43条第1項 準用（第39条 第3項）	市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類

	<p>(4) 指定重度訪問介護事業者は、その提供した指定重度訪問介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長）が行う報告若しくは指定重度訪問介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平18厚令171 第43条第1項 準用（第39条 第4項）</p>	<p>都道府県（又指定都市）からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p>
	<p>(5) 指定重度訪問介護事業者は、その提供した指定重度訪問介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定重度訪問介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平18厚令171 第43条第1項 準用（第39条 第5項）</p>	<p>都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p>
	<p>(6) 指定重度訪問介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平18厚令171 第43条第1項 準用（第39条 第6項）</p>	<p>都道府県等への報告書</p>
	<p>(7) 指定重度訪問介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>平18厚令171 第43条第1項 準用（第39条 第7項）</p>	<p>運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類</p>
34事故発生時の対応	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対する指定重度訪問介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平18厚令171 第43条第1項 準用（第40条 第1項）</p>	<p>事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録</p>
	<p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p>	<p>平18厚令171 第43条第1項 準用（第40条 第2項）</p>	<p>事故の対応記録 ヒアリの記録</p>
	<p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対する指定重度訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平18厚令171 第43条第1項 準用（第40条 第3項）</p>	<p>再発防止の検証記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる書類（賠償責任保険書類等）</p>

35虐待の防止	<p>指定重度訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定重度訪問介護事業所における虐待の防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 当該指定重度訪問介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行っているか。</p> <p>③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	平18厚令171 第43条第1項 準用（第40条 の2）		<p>委員会議事録</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p> <p>担当者を配置していることが分かる書類</p>
36会計の区分	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定重度訪問介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第41 条）		収支予算書・決算書等の会計書類
37記録の整備	(1) 指定重度訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第42条 第1項）		職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類
	(2) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対する指定重度訪問介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定重度訪問介護を提供した日から5年間保存しているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第42条 第2項）		各種記録簿冊
38電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の（1）の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。	平18厚令171 第224条第1項		電磁的記録簿冊
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。	平18厚令171 第224条第2項		適宜必要と認める資料
第5 共生型障害福祉サービスに関する基準				

1 共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準	共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して次の基準を満たしているか。 (1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上となっているか。	平18厚令171 第43条の3		適宜必要と認める資料
	(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。	平18厚令171 第43条の3		適宜必要と認める資料
2 準用	(第1の(3)、第2(2、3)及び第4を準用)	平18厚令171第 43条の4準用 (第4条第2 項、第5条第2 項及び第3項、 第6条並びに第 9条から第42条 まで)		同準用項目と同一文書
3 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。	平18厚令171 第224条第1項		電磁的記録簿冊
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができているか。	平18厚令171 第224条第2項		適宜必要と認める資料
第6 基準該当障害福祉サービスに関する基準		法第30条 第1項第2号イ		
1 従業者の員数	(1) 基準該当重度訪問介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、3人以上となっているか。	平18厚令171 第48条第2項 準用(第44条 第1項)		勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証
	(2) 離島その他の地域であって平成18年厚生労働省告示第540号に規定する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域」において基準該当重度訪問介護を提供する基準該当重度訪問介護事業者にあつては、(1)にかかわらず、基準該当重度訪問介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上となっているか。	平18厚令171 第48条第2項 準用(第44条 第2項) 平18厚告540		勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証

	<u>(3) 基準該当重度訪問介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としているか。</u>	平18厚令171 第48条第2項 準用(第44条 第3項)	サービス提供責任者の 勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業員の資格証
2 管理者	<u>基準該当重度訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</u> <u>(ただし、基準該当重度訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当重度訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当重度訪問介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)</u>	平18厚令171 第48条第2項 準用(第45 条)	管理者の勤務形態が分 かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業員の資格証
3 設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当重度訪問介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。	平18厚令171 第48条第2項 準用(第46 条)	適宜必要と認める資料
4 同居家族に対するサービス提供の制限	(1) 従業員に、その同居の家族である利用者に対する重度訪問介護の提供をさせていないか。 ただし、同居の家族である利用者に対する重度訪問介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。 ① 当該重度訪問介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定重度訪問介護のみによっては必要な重度訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合 ② 当該重度訪問介護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合 ③ 当該重度訪問介護を提供する従業員の当該重度訪問介護に従事する時間の合計が、当該従業員が重度訪問介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合	平18厚令171 第48条第2項 準用(第47条 第1項)	適宜必要と認める資料
	(2) (1)のただし書により、従業員にその同居の家族である利用者に対する基準該当重度訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る重度訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当重度訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業員に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第48条第2項 準用(第47条 第2項)	適宜必要と認める資料
5 運営に関する基準	<u>(第1の(3)及び第4(13の(1)、14、15の(1)、19、24、28の後段及び29を除く。)を準用)</u>	平18厚令171 第48条第2項 準用(第4条 第2項及び第 9条から第43 条まで(第21 条第1項、第 22条、第23条 第1項、第27 条、第32条、第 35条の2及び第 43条を除く。))	同準用項目と同一文書

6 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。	平18厚令171 第224条第1項		電磁的記録簿冊
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平18厚令171 第224条第2項		適宜必要と認める資料
第7 変更の届出等	(1) 指定重度訪問介護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定重度訪問介護の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第46条第1項 施行規則第34 条の23		適宜必要と認める資料
	(2) 指定重度訪問介護事業者は、当該指定重度訪問介護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第46条第2項 施行規則第34 条の23		適宜必要と認める資料
第8 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い		法第29条 第3項		
1 基本事項	(1) 指定重度訪問介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第2により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定重度訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定重度訪問介護に要した費用の額となっているか。)	平18厚告523 の一 平18厚告539 法第29条 第3項		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(2) (1)の規定により、指定重度訪問介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平18厚告523 の二		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

<p>2 重度訪問介護サービス費</p>	<p>(1) - 1 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排泄又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。）時における移動中の介護を行った場合 <u>区分4以上に該当し、次の①から②までのいずれかに該当する利用者に対して、重度訪問介護（居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）時における移動中の介護を総合的に行うもの）に係る指定障害福祉サービス（指定障害福祉サービス基準第2条第9号に規定する指定障害福祉サービス）の事業を行う者（指定重度訪問介護事業者）が当該事業を行う事業所（指定重度訪問介護事業所）に置かれる従業者、共生型重度訪問介護の事業を行う者（共生型重度訪問介護事業者）が当該事業を行う事業所（共生型重度訪問介護事業所）に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（基準該当重度訪問介護事業者）が当該事業を行う事業所（基準該当重度訪問介護事業所）に置かれる従業者（重度訪問介護従業者）が、居宅又は外出時において重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（指定重度訪問介護）、共生型重度訪問介護又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス（指定重度訪問介護等）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</u></p>	<p>平18厚告523別表第2の1の注1</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>① 次のイ及びロのいずれにも該当していること。 イ 2肢以上に麻痺等があること。 ロ 平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」の別表第一における次のaからdまでに掲げる項目について、それぞれaからdまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。 a 歩行 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 b 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 c 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 d 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>② 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四を満たしていること。</p>	<p>平18厚告543の四</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(1) - 2 (1) - 1については、平成18年9月30日において現に日常生活支援（廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第169号）別表介護給付費等単位数表（旧介護給付費等単位数表）の1の注5に規定する日常生活支援）の支給決定を受けている利用者のうち、次の①又は②のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護を行った場合に、障害支援区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定しているか。 ①区分3以上に該当していること。 ②日常生活支援及び旧介護給付費等単位数表の5の注1に規定する指定外出介護等の支給量の合計が125時間を超えていること。</p>	<p>平18厚告523別表第2の1の注2</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

	<p>(2) 医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条第1項に規定する助産所又は介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29条に規定する介護医療院(病院等)に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他必要な支援を行った場合</p> <p>前記(1)ー1の①又は②に掲げる者であって、区分4以上に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所要単位数を算定しているか。(ただし、90日を超えた期間に行われた場合にあっても、入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定しているか。)</p>		<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(3) 指定重度訪問介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の指定重度訪問介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第2の1の注3</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(4) 平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の七に定める者が、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第2の1の注4 平18厚告548の七</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(5) 平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の八に定める者が、(1)の①に掲げる者であって平成18年厚生労働省告示第523号の別表の第8の注1に規定する利用者の支援の度に相当する心身の状態にある者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第2の1の注5 平18厚告548の八 平18厚告523別表第8の注1</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(6) 平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の八に定める者が、区分6に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第2の1の注6 平18厚告548の八</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(7) 平成18年厚生労働省告示第546号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件」に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、平成18年厚生労働省告示第546号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件」を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第2の1の注7 平18厚告546</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

	<p>(8) 夜間(午後6時から午後10時まで)又は早朝(午前6時から午前8時まで)に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時まで)に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚告523 別表第2の1 の注8</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(9) 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の五に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所において、指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ①特定事業所加算(Ⅰ) 所定単位数の100分の20に相当する単位数 ②特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数 ③特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p>	<p>平18厚告523 別表第2の1 の注9 平18厚告543の 五</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(10) 平成18年厚生労働省告示第176号に規定する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定重度訪問介護事業所、共生型重度訪問介護事業所又は基準該当重度訪問介護事業所(指定重度訪問介護事業所等)の重度訪問介護従業者が、指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚告523 別表第2の1 の注10 平18厚告176</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(11) 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が重度訪問介護計画の変更を行い、当該指定重度訪問介護事業所等の重度訪問介護従業者が当該利用者の重度訪問介護計画において計画的に訪問することになっていない指定重度訪問介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523 別表第2の1 の注11</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(12) 前号の加算が算定されている指定居宅介護事業所等が、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第2号に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届けた場合に、更に1回につき50単位を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523 別表第2の1 の注12 平18厚告551</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
	<p>(13) 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平18厚告523 別表第2の1 の注13</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

	(14) 指定障害福祉サービス基準第43条第1項、第43条の4及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚告523 別表第2の1 の注14	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(15) 指定障害福祉サービス基準第43条第1項又は第43条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数に減算しているか。	平18厚告523 別表第2の1 の注15	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(16) 指定障害福祉サービス基準第43条第1項、第43条の4及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数に減算しているか。	平18厚告523 別表第2の1 の注16	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(17) 利用者が重度訪問介護又は療養介護以外の障害福祉サービスを受けている間（共同生活援助サービス費(5)を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受けている利用者に限る。）は、重度訪問介護サービス費を算定していないか。	平18厚告523 別表第2の1 の注17	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
3 移動介護緊急時支援加算	重度訪問介護従業者が、利用者を自ら運転する車両に乗車させて走行する場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位変換その他必要な支援を緊急に行った場合に、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523 別表第2の2 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
4 移動介護加算	(1) 利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。	平18厚告523 別表第2の2 の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(2) 平成18年厚生労働省告示第546号に定める「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件」を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算しているか。 ただし、平成18年厚生労働省告示第546号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件」を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所要単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第2の2 の注2 平18厚告546	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

5 初回加算	指定重度訪問介護従業者等において、新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問介護等を行った場合又は当該指定重度訪問介護事業所等のその他の重度訪問介護従業者が初回若しくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第2の3の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
6 利用者負担上限額管理加算	指定重度訪問介護事業者又は共生型重度訪問介護事業者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第2の4の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7 喀痰吸引等支援体制加算	指定重度訪問介護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の(2)又は2の(9)の①の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定していないか。	平18厚告523別表第2の5の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
8 行動障害支援連携加算	利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シート及び支援手順書を作成した者(作成者)に同行して利用者の居室を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同で行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護等を行ったときは、初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第2の5の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
9 入院時支援連携加算	病院又は診療所に入院する前から指定重度訪問介護等を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、指定重度訪問介護事業所等の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該指定重度訪問介護事業所等が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第2の5の3の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
10 福祉・介護職員処遇改善加算	平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の六に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。11及び12において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 2から9までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数 ② 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 2から9までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 2から9までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数	平18厚告523別表第2の6の注 平18厚告543の六 準用(二)	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

<p>11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準</u>」の七に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。 ①福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅰ） 2から9までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 ②福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅱ） 2から9までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p>	<p>平18厚告523別表第2の7の注 平18厚告543の七準用（三）</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>12 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</p>	<p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準</u>」の七の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合は、2から9までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第2の8の注 平18厚告543の七の二準用（三の二）</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>13 福祉・介護職員等処遇改善加算</p>	<p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準</u>」の六に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ①福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 2から9までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数 ②福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 2から9までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数 ③福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 2から9までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数 ④福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 2から9までにより算定した単位数の1000分の219に相当する単位数</p>	<p>平18厚告523別表第2の6の注1 平18厚告543の六準用（二）</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

	<p>令和7年3月31日までの間、平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の六に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽¹⁾ 2から9までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数</p> <p>② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽²⁾ 2から9までにより算定した単位数の1000分の289に相当する単位数</p> <p>③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽³⁾ 2から9までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数</p> <p>④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽⁴⁾ 2から9までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数</p> <p>⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽⁵⁾ 2から9までにより算定した単位数の1000分の244に相当する単位数</p> <p>⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽⁶⁾ 2から9までにより算定した単位数の1000分の229に相当する単位数</p> <p>⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽⁷⁾ 2から9までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数</p> <p>⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽⁸⁾ 2から9までにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数</p> <p>⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽⁹⁾ 2から9までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数</p> <p>⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽¹⁰⁾ 2から9までにより算定した単位数の1000分の179に相当する単位数</p> <p>⑪ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽¹¹⁾ 2から9までにより算定した単位数の1000分の174に相当する単位数</p> <p>⑫ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽¹²⁾ 2から9までにより算定した単位数の1000分の164に相当する単位数</p> <p>⑬ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽¹³⁾ 2から9までにより算定した単位数の1000分の154に相当する単位数</p> <p>⑭ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽¹⁴⁾ 2から9までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数</p>	<p>平18厚告523別表第2の6の注2</p> <p>平18厚告543の六準用（二）</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
--	---	---	---------------------------

(注) 下線を付した項目が標準確認項目

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（同行援護）

事業所名				
点検者氏名			点検年月日	
確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
第1 基本方針		法第43条		
	（1）指定同行援護事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び	平18厚令171第3条第2項		運営規程 個別支援計画 ケース記録
	（2）指定同行援護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等	平18厚令171第3条第3項		運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類
	（3）指定同行援護の事業は、視覚障害により、移動に著しい困難	平18厚令171第4条第3項		運営規程 個別支援計画 ケース記録
第2 人員に関する基準		法第43条第1項		
1 従業者の員数	指定同行援護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算力	平18厚令171第7条準用（第5条第1項）		勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業者の資格証
2 サービス提供責任者	指定同行援護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定同行	平18厚令171第7条準用（第6条）		サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業者の資格証
3 管理者	指定同行援護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、指定同行援護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定同行援護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定同行援護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）	第7条		管理者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業者の資格証
第3 設備に関する基準		法第43条第2項		
	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定同行援護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。	平18厚令171第8条第2項準用（第8条第1項）		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
第4 運営に関する基準		法第43条第2項		
1 内容及び手続の説明及び同意	（1）指定同行援護事業者は、支給決定障害者等が指定同行援護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定同行援護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平18厚令171第43条第2項準用（第9条第1項）		重要事項説明書 利用契約書
	（2）指定同行援護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平18厚令171第43条第2項準用（第9条第2項）		重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面
2 契約支給量の報告等	（1）指定同行援護事業者は、指定同行援護を提供するときは、当該指定同行援護の内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。	平18厚令171第43条第2項準用（第10条第1項）		受給者証の写し
	（2）契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を越えていないか。	平18厚令171第43条第2項準用（第10条第2項）		受給者証の写し 契約内容報告書

	(3) 指定同行援護事業者は指定同行援護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第10条 第3項)	契約内容報告書
	(4) 指定同行援護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第10条 第4項)	受給者証の写し 契約内容報告書
3 提供拒否の 禁止	指定同行援護事業者は、正当な理由がなく指定同行援護の提供を拒んでいないか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第11条)	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
4 連絡調整に対 する協力	指定同行援護事業者は、指定同行援護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第12条)	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
5 サービス提供 困難時の対応	指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の通常の事業の実施地域等を動かし、利用申込者に対し自ら適切な指定同行援護を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定同行援護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第13条)	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
6 受給資格の確 認	指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第14条)	受給者証の写し
7 介護給付費の 支給の申請に係 る援助	(1) 指定同行援護事業者は、同行援護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第15条 第1項)	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(2) 指定同行援護事業者は、同行援護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第15条 第2項)	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
8 心身の状況等 の把握	指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第16条)	アセスメント記録 ケース記録
9 指定障害福祉 サービス事業者 等との連携等	(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第17条 第1項)	個別支援計画 ケース記録
	(2) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第17条 第2項)	個別支援計画 ケース記録
10 身分を証する 書類の携行	指定同行援護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第18条)	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
11 サービスの提 供の記録	(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を提供した際は、当該指定同行援護の提供日、内容その他必要な事項を指定同行援護の提供の都度、記録しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第19条 第1項)	サービス提供の記録
	(2) 指定同行援護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定同行援護を提供したことについて確認を受けているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第19条 第2項)	サービス提供の記録
12 指定同行援 護事業者が支 給決定障害者 等に求めるこ とのできる金 銭の支払の 範囲等	(1) 指定同行援護事業者が、指定同行援護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第20条第1 項)	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)	平18厚令171 第43条第2項 準用(第20条 第2項)	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
13 利用者負担額 等の受領	(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定同行援護に係る利用者負担額の支払を受けているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第21条 第1項)	請求書 領収書
	(2) 指定同行援護事業者は、法定代理受領を行わない指定同行援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定同行援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第21条 第2項)	請求書 領収書

	(3) 指定同行援護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定同行援護を提供する場合に、それに要した交通費の額の支払いを支給決定障害者等から受けているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第21条 第3項)		請求書 領収書
	(4) 指定同行援護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第21条 第4項)		領収書
	(5) 指定同行援護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第21条 第5項)		重要事項説明書
14利用者負担額に係る管理	指定同行援護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定同行援護事業者が提供する指定同行援護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定同行援護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定同行援護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。 この場合において、当該指定同行援護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第22条)		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
15介護給付費の額に係る通知等	(1) 指定同行援護事業者は、法定代理受領により市町村から指定同行援護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第23条 第1項)		通知の写し
	(2) 指定同行援護事業者は、法定代理受領を行わない指定同行援護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定同行援護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第23条 第2項)		サービス提供証明書の写し
16指定同行援護の基本取扱方針	(1) 指定同行援護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第24条 第1項)		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(2) 指定同行援護事業者は、その提供する指定同行援護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第24条 第2項)		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
17指定同行援護の具体的取扱方針	指定同行援護事業所の従業者が提供する指定同行援護の方針は次に掲げるところとなっているか。 ① 指定同行援護の提供に当たっては、同行援護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。 ② 指定同行援護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 ③ 指定同行援護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 ④ 指定同行援護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 ⑤ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第25条) 平18厚令171 第43条第2項 準用(第25条 第1号) 平18厚令171 第43条第2項 準用(第25条 第2号) 平18厚令171 第43条第2項 準用(第25条 第3号) 平18厚令171 第43条第2項 準用(第25条 第4号) 平18厚令171 第43条第2項 準用(第25条 第5号)		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等

18同行援護計画の作成	(1) サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した同行援護計画を作成しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第26条第1項)	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類
	(2) サービス提供責任者は、(1)の同行援護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該同行援護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者に交付しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第26条第2項)	個別支援計画
	(3) サービス提供責任者は、同行援護計画作成後においても、当該同行援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該同行援護計画の変更を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第26条第3項)	個別支援計画
	(4) 同行援護計画に変更があった場合、(1)及び(2)に準じて取り扱っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第26条第4項)	個別支援計画
19同居家族に対するサービス提供の禁止	指定同行援護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する同行援護の提供をさせてはならないか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第27条)	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
20緊急時等の対応	従業者は、現に指定同行援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第28条)	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録
21支給決定障害者等に関する市町村への通知	指定同行援護事業者は、指定同行援護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第29条)	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
22管理者及びサービス提供責任者の責務	(1) 指定同行援護事業所の管理者は、当該指定同行援護事業所の	平18厚令171 第43条第2項 準用(第30条第1項)	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(2) 指定同行援護事業所の管理者は、当該指定同行援護事業所の従業者に平成18年厚生労働省令第171号(指定障害福祉サービス基準)第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第30条第2項)	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(3) サービス提供責任者は、18に規定する業務のほか、指定同行援護事業所に対する指定同行援護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第30条第3項)	利用申込み時の記録 サービス提供内容を管理していることが分かる書類(運営規程等)
	(4) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己点検の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第30条第4項)	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
23運営規程	指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定同行援護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項	平18厚令171 第43条第2項 準用(第31条)	運営規程
24勤務体制の確保等	(1) 指定同行援護事業者は、利用者に対し、適切な指定同行援護を提供できるよう、指定同行援護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第33条第1項)	従業者の勤務表
	(2) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所ごとに、当該指定同行援護事業所の従業者によって指定同行援護を提供しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第33条第2項)	勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類
	(3) 指定同行援護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第33条第3項)	研修計画、研修実施記録

	(4) 指定同行援護事業者は、適切な指定同行援護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用（第33条 第4項）		就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
25業務継続計画の策定等	(1) 指定同行援護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定同行援護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第33条の2 第1項）		業務継続計画
	(2) 指定同行援護事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第33条の2 第2項）		研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	(3) 指定同行援護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第33条の2 第3項）		業務継続計画の見直しを行ったことが分かる書類
26衛生管理等	(1) 指定同行援護事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用（第34条 第1項）		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(2) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用（第34条 第2項）		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(3) 指定同行援護事業者は、当該指定同行援護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定同行援護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定同行援護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定同行援護事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第34条 第3項）		委員会議事録 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類
27掲示	指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定同行援護事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定同行援護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用（第35条第1 項・第2項）		事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
28身体拘束等の禁止	(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供に当たっては、	平18厚令171 第43条第1項 準用（第35条の2 第1項）		個別支援計画 身体拘束等に関する書類
	(2) 指定同行援護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第35条の2 第2項）		身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）
	(3) 指定同行援護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用（第35条の2 第3項）		委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類
29秘密保持等	(1) 指定同行援護事業所の従業員及び管理者は、正当な理由が	平18厚令171 第43条第2項 準用（第36条 第1項）		従業員及び管理者の秘密保持誓約書

	(2) 指定同行援護事業者は、従業者及び管理者であった者が、	平18厚令171 第43条第2項 準用(第36条 第2項)	従業者及び管理者の 秘密保持誓約書 その他必要な措置を 講じたことが分かる 書類(就業規則等)
	(3) 指定同行援護事業者は、他の指定同行援護事業者等に対して	平18厚令171 第43条第2項 準用(第36条第3 項)	個人情報同意書
30情報の提供等	(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を利用しようとする者	平18厚令171 第43条第2項 準用(第37条第1 項)	情報提供を行ったこ と分かる書類(パ ンフレット等)
	(2) 指定同行援護事業者は、当該指定同行援護事業者について	平18厚令171 第43条第2項 準用(第37条 第2項)	事業者のHP画面・ パンフレット
31利益供与等の 禁止	(1) 指定同行援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談	平18厚令171 第43条第2項 準用(第38条 第1項)	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(2) 指定同行援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相 談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う 者 等又はその従業者から、利用者又はその家 族を紹介することの対償として、金品その 他の財産上の利益を収受していないか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第38条 第2項)	平18厚令171 第43条第2項 準用(第38条 第2項)
32苦情解決	(1) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関す る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため に、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講 じているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第1項)	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
	(2) 指定同行援護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合に は、当該苦情の内容等を記録しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第2項)	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル
	(3) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関 し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書そ の他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若 しくは指定同行援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件 の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町 村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受 けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っている か。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第3項)	市町村からの指導ま たは助言を受けた場 合の改善したことが 分かる書類
	(4) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関 し、法第11条第2項の規定により都道府県知事(指定都市にあつて は指定都市の市長)が行う報告若しくは指定同行援護の提供の記 録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職 員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関し て都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事か ら指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要 な改善を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第4項)	都道府県(又は指定 都市)からの指導ま たは助言を受けた場 合の改善したことが 分かる書類
	(5) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関 し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行 う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又 は当該職員からの質問若しくは指定同行援護事業所の設備若しく は帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族 からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力 するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受 けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っている か。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第5項)	都道府県または市町 村からの指導または 助言を受けた場合の 改善したことが分か る書類
	(6) 指定同行援護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村 長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内 容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第6項)	都道府県等への報告 書
	(7) 指定同行援護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営 適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんに できる限り協力しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第7項)	運営適正化委員会 の調査又はあつせんに 協力したことが分か る書類
33事故発生時の 対応	(1) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提 供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者 の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第40条 第1項)	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、 家族等への報告記録

	(2) 指定同行援護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第40条 第2項)	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録
	(3) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第40条 第3項)	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる書類(賠償責任保険書類等)
34虐待の防止	指定同行援護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定同行援護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定同行援護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平18厚令171 第43条第1項 準用(第40条 の2)	委員会議事録 研修を実施したことが分かる書類 担当者を配置していることが分かる書類
35会計の区分	指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定同行援護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第41条)	収支予算書・決算書等の会計書類
36記録の整備	(1) 指定同行援護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第42条第1 項)	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類
	(2) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定同行援護を提供した日から5年間保存しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第42条 第2項)	各種記録簿冊
37電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(2の(1)の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができているか。	平18厚令171 第224条第1項	電磁的記録簿冊
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができているか。	平18厚令171 第224条第2項	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
第5基準該当障害福祉サービスに関する基準		法第30条 第1項第2号イ	
1従業者の員数	(1) 基準該当同行援護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、3人以上となっているか。	平18厚令171 第48条第2項 準用(第44条第1 項)	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証
	(2) 離島その他の地域であって平成18年厚生労働省告示第540号に規定する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域において基準該当同行援護を提供する基準該当同行援護事業者にあつては、(1)にかかわらず、基準該当同行援護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上となっているか。	平18厚令171 第48条第2項 準用(第44条第2 項) 平18厚告540	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証

	(3) 基準該当同行援護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としているか。	平18厚令171 第48条第2項 準用(第44条第3 項)		サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証
2 管理者	基準該当同行援護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、基準該当同行援護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当同行援護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当同行援護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)	平18厚令171 第48条第2項 準用(第45条)		管理者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証
3 設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当同行援護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。	平18厚令171 第48条第2項 準用(第46条)		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
4 同居家族に対するサービス提供の制限	(1) 従業者に、その同居の家族である利用者に対する同行援護の提供をさせていないか。 ただし、同居の家族である利用者に対する同行援護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。 ① 当該同行援護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定同行援護のみによっては必要な同行援護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合 ② 当該同行援護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合 ③ 当該同行援護を提供する従業者の当該同行援護に従事する時間の合計が、当該従業者が同行援護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合	平18厚令171 第48条第2項 準用(第47条第1 項)		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(2) (1)のただし書により、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当同行援護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る同行援護計画の実施状況等からみて、当該基準該当同行援護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第48条第2項 準用(第47条第2 項)		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
5 運営に関する基準	(第1の(3)及び第4(13の(1)、14、15の(1)、19、24、27の後段及び28を除く。)を準用)	平18厚令171 第48条第2項準用 (第4条第3項及び 第9条から第43 条まで(第21条 第1項、第22条、 第23条第1項、第 27条、第32条、第 35条の2及び第43 条を除く。))		同準用項目と同一文 書
6 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。	平18厚令171 第224条第1項		電磁的記録簿冊
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。	平18厚令171 第224条第2項		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
第6変更の届出等	(1) 指定同行援護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定同行援護の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第46条第1項 施行規則第34 条の23		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(2) 指定同行援護事業者は、当該指定同行援護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第46条第2 項 施行規則第34 条の23		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
第7介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い		法第29条 第3項		

1 基本事項	<p>(1) 指定同行援護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第3により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(ただし、その額が現に当該指定同行援護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定同行援護に要した費用の額となっているか。)</p>	平18厚告523の二 平18厚告539	法第29条 第3項	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>(2) (1)の規定により、指定同行援護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	平18厚告523の二		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
2 同行援護サービス費	<p>(1) こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）を満たしている利用者に対して、同行援護（外出時において、当該利用者に対して、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助をいう。）に係る指定障害福祉サービスを行う者（指定同行援護事業者）が、当該事業を行う事業所（指定同行援護事業所）に置かれる従業者（同行援護従業者）又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（基準該当同行援護事業所）に置かれる従業者（同行援護従業者）が同行援護に係る指定障害福祉サービス（指定同行援護）又は同行援護に基準該当障害福祉サービス（指定同行援護等）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523 別表第3の1 の注1		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>(2) 指定同行援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画に位置付けられた内容の指定同行援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523 別表第3の1 の注2		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>(3) 平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の九に定める者が、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、同告示の十に定める者が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523 別表第3の1 の注3 平18厚告548 の九、十		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>(4の1) 平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の第10号の2に定める者が、平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の第8号の2を満たしている利用者に対して、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平18厚告523 別表第3の1 の注4 平18厚告548 の十の二 平18厚告543 の八の二		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>(4の2) 区分3（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当する利用者につき、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平18厚告523 別表第3の1 の注4の2		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>(4の3) 区分4以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当する利用者につき、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平18厚告523 別表第3の1 の注4の3		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>(5) 平成18年厚生労働省告示第546号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件」に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の同行援護従業者が1人の利用者に対して指定同行援護等を行った場合に、それぞれの同行援護従業者が行う指定同行援護等につき所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523 別表第3の1 の注5 平18厚告546		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>(6) 夜間又は早朝に指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平18厚告523 別表第3の1 の注6		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等

	<p>(7) 平成18年厚生労働省告示第543号に定める「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の九に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定同行援護事業所において、指定同行援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① 特定事業所加算(Ⅰ) 所定単位数の100分の20に相当する単位数</p> <p>② 特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>③ 特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>④ 特定事業所加算(Ⅳ) 所定単位数の100分の5に相当する単位数</p>	平18厚告523 別表第3の1 の注7 平18厚告543 の九	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>(8) 平成18年厚生労働省告示第176号に規定する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定同行援護事業所又は基準該当同行援護事業所(指定同行援護事業所等)の同行援護従業者が指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平18厚告523 別表第3の1 の注8 平18厚告176	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>(9) 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定同行援護事業所等のサービス提供責任者が同行援護計画の変更を行い、当該指定同行援護事業所等の同行援護従業者が当該利用者の同行援護計画において計画的に訪問することとなっていない指定同行援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算しているか。</p>	平18厚告523 別表第3の1 の注9	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>(10) 前号の加算が算定されている指定同行援護事業所等が、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第3号に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届けた場合に、更に1回につき50単位を加算しているか。</p>	平18厚告523 別表第3の1 の注10 平18厚告551	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>(11) 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	平18厚告523 別表第3の1 の注11	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>(12) 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	平18厚告523 別表第3の1 の注12	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>(13) 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数に減算しているか。</p>	平18厚告523 別表第3の1 の注13	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>(14) 指定障害福祉サービス基準第43条第1項、第43条の4及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数に減算しているか。</p>	平18厚告523 別表第3の1 の注14	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	<p>(15) 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、同行援護サービス費を算定していないか。</p>	平18厚告523 別表第3の1 の注15	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
3 初回加算	<p>指定同行援護事業所等において、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等を行った場合又は当該指定同行援護事業所等のその他の同行援護従業者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚告523 別表第3の2の注	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
4 利用者負担上限額管理加算	<p>指定同行援護事業者が第4の14にある利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚告523 別表第3の3 の注	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
5 喀痰吸引等支援体制加算	<p>指定同行援護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して</p>	平18厚告523 別表第3の4 の注	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等

6 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から5までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数</p> <p>② 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から5までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から5までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数</p>	平18厚告523別表第3の5の注 平18厚告543の十 準用(二)	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十一に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。</p> <p>① 福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) 2から5までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数</p> <p>② 福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ) 2から5までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p>	平18厚告523別表第3の6の注 平18厚告543の十二 準用(三)	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
8 福祉・介護職員等処遇改善加算	<p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十一の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合は、2から5までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>	平18厚告523別表第3の7の注 平18厚告543の十一の二 準用(三の二)	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
9 福祉・介護職員等処遇改善加算	<p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 2から5までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数</p> <p>② 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 2から5までにより算定した単位数の1000分の402に相当する単位数</p> <p>③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 2から5までにより算定した単位数の1000分の347に相当する単位数</p> <p>④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 2から5までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数</p>	平18厚告523別表第3の5の注1 平18厚告543の十 (準用二)	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

	<p>令和7年3月31日までの間、平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市長村長に届け出た指定同行援護事業所等（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽¹⁾ 2から5までにより算定した単位数の1000分の372に相当する単位数</p> <p>② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽²⁾ 2から5までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数</p> <p>③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽³⁾ 2から5までにより算定した単位数の1000分の357に相当する単位数</p> <p>④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽⁴⁾ 2から5までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数</p> <p>⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽⁵⁾ 2から5までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数</p> <p>⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽⁶⁾ 2から5までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数</p> <p>⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽⁷⁾ 2から5までにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数</p> <p>⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽⁸⁾ 2から5までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数</p> <p>⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽⁹⁾ 2から5までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数</p> <p>⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽¹⁰⁾ 2から5までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数</p> <p>⑪ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽¹¹⁾ 2から5までにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数</p> <p>⑫ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽¹²⁾ 2から5までにより算定した単位数の1000分の194に相当する単位数</p> <p>⑬ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽¹³⁾ 2から5までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数</p> <p>⑭ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽¹⁴⁾ 2から5までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数</p>	<p>平18厚告523別表第3の5の注2 平18厚告543の十（準用二）</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
--	---	--	---------------------------

(注) 下線を付した項目が標準確認項目

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書（自己点検表）

（行動援護）

事業所名				
点検者氏名		点検年月日		
確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
第1 基本方針		法第43条		
	（1）指定行動援護事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に <u>った指定行動援護の提供に努めているか。</u>	平18厚令171第3条第2項		運営規程 個別支援計画 ケース記録
	（2）指定行動援護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平18厚令171第3条第3項		運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類
	（3）指定行動援護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	平18厚令171第4条第4項		運営規程 個別支援計画 ケース記録
第2 人員に関する基準		法第43条第1項		
1 従業者の員数	指定行動援護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、 <u>2.5以上</u> となっているか。	平18厚令171第7条 準用（第5条第1項）		勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業者の資格証
2 サービス提供責任者	指定行動援護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定行動援護の職務に従事するものうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。（ただし、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。）	平18厚令171第7条 準用（第5条第2項）		サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業者の資格証
3 管理者	指定行動援護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、指定行動援護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定行動援護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定行動援護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）	平18厚令171第7条 準用（第6条）		管理者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業者の資格証
第3 設備に関する基準		法第43条第2項		
設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定行動援護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。	平18厚令171第8条第2項 準用（第8条第1項）		適宜必要と認める資料
第4 運営に関する基準		法第43条第2項		
1 内容及び手続の説明及び同意	（1）指定行動援護事業者は、支給決定障害者等が指定行動援護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定行動援護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平18厚令171第43条第2項 準用（第9条第1項）		重要事項説明書 利用契約書
	（2）指定行動援護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平18厚令171第43条第2項 準用（第9条第2項）		重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面

2 契約支給量の報告等	(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供するときは、当該指定行動援護の内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。	平18厚令171第43条第2項準用（第10条第1項）		受給者証の写し
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。	平18厚令171第43条第2項準用（第10条第2項）		受給者証の写し 契約内容報告書
	(3) 指定行動援護事業者は指定行動援護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平18厚令171第43条第2項準用（第10条第3項）		契約内容報告書
	(4) 指定行動援護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平18厚令171第43条第2項準用（第10条第4項）		受給者証の写し 契約内容報告書
3 提供拒否の禁止	指定行動援護事業者は、正当な理由がなく指定行動援護の提供を拒んでいないか。	平18厚令171第43条第2項準用（第11条）		適宜必要と認める資料
4 連絡調整に対する協力	指定行動援護事業者は、指定行動援護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平18厚令171第43条第2項準用（第12条）		適宜必要と認める資料
5 サービス提供困難時の対応	指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の通常の事業の実施地域等を動かし、利用申込者に対し自ら適切な指定行動援護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定行動援護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平18厚令171第43条第2項準用（第13条）		適宜必要と認める資料
6 受給資格の確認	指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	平18厚令171第43条第2項準用（第14条）		受給者証の写し
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定行動援護事業者は、行動援護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平18厚令171第43条第2項準用（第15条第1項）		適宜必要と認める資料
	(2) 指定行動援護事業者は、行動援護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平18厚令171第43条第2項準用（第15条第2項）		適宜必要と認める資料
8 心身の状況等の把握	指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平18厚令171第43条第2項準用（第16条）		アセスメント記録 ケース記録
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平18厚令171第43条第2項準用（第17条第1項）		個別支援計画 ケース記録
	(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平18厚令171第43条第2項準用（第17条第2項）		個別支援計画 ケース記録
10 身分を証する書類の携行	指定行動援護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平18厚令171第43条第2項準用（第18条）		適宜必要と認める資料
11 サービスの提供の記録	(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供した際は、当該指定行動援護の提供日、内容その他必要な事項を、指定行動援護の提供の都度記録しているか。	平18厚令171第43条第2項準用（第19条第1項）		サービス提供の記録
	(2) 指定行動援護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定行動援護を提供したことについて確認を受けているか。	平18厚令171第43条第2項準用（第20条第2項）		サービス提供の記録
12 指定行動援護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定行動援護事業者が、指定行動援護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平18厚令171第43条第2項準用（第20条第1項）		適宜必要と認める資料
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)	平18厚令171第43条第2項準用（第20条第2項）		適宜必要と認める資料

13 利用者負担額等の受領	(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定行動援護に係る利用者負担額の支払を受けているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第21条第1項)	請求書 領収書
	(2) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行わない指定行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定行動援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第21条第2項)	請求書 領収書
	(3) 指定行動援護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定行動援護を提供する場合に、それに要した交通費の額の支払いを支給決定障害者等から受けているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第21条第3項)	請求書 領収書
	(4) 指定行動援護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第21条第4項)	領収書
	(5) 指定行動援護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第21条第5項)	重要事項説明書
14 利用者負担額に係る管理	指定行動援護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定行動援護事業者が提供する指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。 この場合において、当該指定行動援護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第22条)	適宜必要と認める資料
15 介護給付費の額に係る通知等	(1) 指定行動援護事業者は、法定代理受領により市町村から指定行動援護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第23条第1項)	通知の写し
	(2) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行わない指定行動援護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定行動援護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第23条第2項)	サービス提供証明書の写し
16 指定行動援護	(1) 指定行動援護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第24条第1項)	適宜必要と認める資料
	(2) 指定行動援護事業者は、その提供する指定行動援護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第24条第2項)	適宜必要と認める資料
17 指定行動援護の具体的取扱方針	指定行動援護事業所の従業者が提供する指定行動援護の方針は次に掲げるところとなっているか。 ① 指定行動援護の提供に当たっては、行動援護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第25条) 平18厚令171第43条第2項準用(第25条第1号)	適宜必要と認める資料
	① 指定行動援護の提供に当たっては、行動援護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第25条第1号)	
	② 指定行動援護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第25条第2号)	
	③ 指定行動援護の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第25条第3号)	
	④ 指定行動援護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第25条第4号)	

	⑤ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用（第25条 第5号）		
18 行動援護計画の作成	（1）サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した行動援護計画を作成しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用（第26条 第1項）		個別支援計画 アセスメント及び モニタリングを実施 したことが分か
	（2）サービス提供責任者は、（1）の行動援護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該行動援護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者に交付しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用（第26条 第2項）		個別支援計画及び 交付した記録
	（3）サービス提供責任者は、行動援護計画作成後においても、当該行動援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該行動援護計画の変更を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用（第26条 第3項）		個別支援計画
	（4）行動援護計画に変更があった場合、（1）及び（2）に準じて取り扱っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用（第26条 第4項）		個別支援計画
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	指定行動援護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する行動援護の提供をさせてはならないか。	平18厚令171 第43条第2項 準用（第27条）		適宜必要と認める 資料
20 緊急時等の対応	従業者は、現に指定行動援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用（第28条）		緊急時対応マニユ アル ケース記録 事故等の対応記録
21 支給決定障害者等に関する市町村への通知	指定行動援護事業者は、指定行動援護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用（第29条）		適宜必要と認める 資料
22 管理者及びサービス提供責任者の責務	（1）指定行動援護事業所の管理者は、当該指定行動援護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用（第30条 第1項）		適宜必要と認める 資料
	（2）指定行動援護事業所の管理者は、当該指定行動援護事業所の従業者に平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用（第30条 第2項）		適宜必要と認める 資料
	（3）サービス提供責任者は、18に規定する業務のほか、指定行動援護事業所に対する指定行動援護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用（第30条 第3項）		利用申込み時の記 録 サービス提供内容 を管理しているこ とが分かる書類
	（4）サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己点検の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用（第30条 第4項）		適宜必要と認める 資料
23 運営規程	指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定行動援護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項	平18厚令171 第43条第2項 準用（第31条）		運営規程
24 勤務体制の確保等	（1）指定行動援護事業者は、利用者に対し、適切な指定行動援護を提供できるよう、指定行動援護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用（第33条 第1項）		従業者の勤務表
	（2）指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに、当該指定行動援護事業所の従業者によって指定行動援護を提供しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用（第33条 第2項）		勤務形態一覧表ま たは雇用形態が分 かる書類

	(3) 指定行動援護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第33条第3項)		研修計画、研修実施記録
	(4) 指定行動援護事業者は、適切な指定行動援護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第33条第4項)		就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
25 業務継続計画の策定等	(1) 指定行動援護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定行動援護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平18厚令171第43条第1項準用(第33条の2)		業務継続計画
	(2) 指定行動援護事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	平18厚令171第43条第1項準用(第33条の2)		研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	(3) 指定行動援護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	平18厚令171第43条第1項準用(第33条の2)		業務継続計画の見直しを行ったことが分かる書類
26 衛生管理等	(1) 指定行動援護事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第34条第1項)		適宜必要と認める資料
	(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第34条第2項)		適宜必要と認める資料
	(3) 指定行動援護事業者は、当該指定行動援護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第34条第3項)		
	① 当該指定行動援護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。			委員会議事録
	② 当該指定行動援護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。			感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針
	③ 当該指定行動援護事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。			研修及び訓練を実施したことが分かる書類
27 掲示	指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定行動援護事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定行動援護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第35条第1項・第2項)		事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
28 身体拘束等の禁止	1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。	法第43条第2項 平18厚令171第43条第1項準用(第35条の2第1項)		個別支援計画 身体拘束等に関する書類
	(2) 指定行動援護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	法第43条第2項 平18厚令171第43条第1項準用(第35条の2第2項)		身体拘束等に関する書類(必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)
	(3) 指定行動援護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。	平18厚令171第43条第1項準用(第35条の2第3項)		身体拘束等に関する書類(必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)
	① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。			委員会議事録
	② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。			身体拘束等の適正化のための指針
	③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。			研修を実施したことが分かる書類

29 秘密保持等	(1) 指定行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第36条 第1項)		従業者及び管理者 の秘密保持誓約書
	(2) 指定行動援護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第36条 第2項)		従業者及び管理者 の秘密保持誓約書 その他必要な措置 を講じたことが分 かる書類(就業規 則等)
	(3) 指定行動援護事業者は、他の指定行動援護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第36条 第3項)		個人情報同意書
30 情報の提供 等	(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定行動援護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第37条 第1項)		情報提供を行った ことが分かる書類 (パンフレット 等)
	(2) 指定行動援護事業者は、当該指定行動援護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第37条 第2項)		事業者のHP画 面・パンフレット
31 利益供与等 の禁止	(1) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定行動援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第38条 第1項)		適宜必要と認める 資料
	(2) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受取していないか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第38条 第2項)		適宜必要と認める 資料
32 苦情解決	(1) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第1項)		苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
	(2) 指定行動援護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第2項)		苦情者への対応記 録 苦情対応マニユ アル
	(3) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定行動援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第3項)		市町村からの指導 または助言を受け た場合の改善した ことが分かる書類
	(4) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の市長)が行う報告若しくは指定行動援護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第4項)		都道府県(又は指 定都市)からの指 導または助言を受 けた場合の改善し たことが分かる書 類
	(5) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定行動援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第5項)		都道府県または市 町村からの指導ま たは助言を受けた 場合の改善したこ とが分かる書類
	(6) 指定行動援護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第6項)		都道府県等への報 告書
	(7) 指定行動援護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	平18厚令171 第43条第2項 準用(第39条 第7項)		運営適正化委員 会の調査又はあっ せんに協力したこ とが分かる書類

33 事故発生時の対応	(1) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第40条第1項)	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報
	(2) 指定行動援護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第40条第2項)	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録
	(3) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第40条第3項)	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる書類(賠償責任保険書類等)
34 虐待の防止	指定行動援護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。	平18厚令171第43条第1項準用(第40条の2)	
	① 当該指定行動援護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。		委員会議事録
	② 当該指定行動援護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。		研修を実施したことが分かる書類
	③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。		担当者を配置していることが分かる
35 会計の区分	指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定行動援護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第41条)	収支予算書・決算書等の会計書類
36 記録の整備	(1) 指定行動援護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	平18厚令171第43条第2項準用(第42条第1項)	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類
	(2) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定行動援護を提供した日から5年間保存しているか。	平18厚令171第43条第2項準用(第42条第2項)	各種記録簿冊
37 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(2の(1)の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができるか。	平18厚令171第224条第1項	電磁的記録簿冊
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができるか。	平18厚令171第224条第2項	適宜必要と認める資料
第5 基準該当障害福祉サービスに関する基準		法第30条第1項第2号イ	
1 従業者の員数	(1) 基準該当行動援護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、3人以上となっているか。	平18厚令171第48条第2項準用(第44条第1項)	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証
	(2) 離島その他の地域であって平成18年厚生労働省告示第540号に規定する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域」において基準該当行動援護を提供する基準該当行動援護事業者にあつては、(1)にかかわらず、基準該当行動援護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上となっているか。	平18厚令171第48条第2項準用(第44条第2項) 平18厚告540	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証

	(3) 基準該当行動援護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としているか。	平18厚令171 第48条第2項 準用(第44条第3項)		サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証
2 管理者	基準該当行動援護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、基準該当行動援護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当行動援護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当行動援護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)	平18厚令171 第48条第2項 準用(第45条)		管理者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証
3 設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当行動援護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。	平18厚令171 第48条第2項 準用(第46条)		適宜必要と認める資料
4 同居家族に対するサービス提供の制限	(1) 従業者に、その同居の家族である利用者に対する行動援護の提供をさせていないか。 ただし、同居の家族である利用者に対する行動援護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。 ① 当該行動援護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定行動援護のみによっては必要な行動援護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合 ② 当該行動援護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合 ③ 当該行動援護を提供する従業者の当該行動援護に従事する時間の合計が、当該従業者が行動援護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合	平18厚令171 第48条第2項 準用(第47条第1項)		適宜必要と認める資料
	(2) (1)のただし書により、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当行動援護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る行動援護計画の実施状況等からみて、当該基準該当行動援護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じているか。	平18厚令171 第48条第2項 準用(第47条第2項)		適宜必要と認める資料
5 運営に関する基準	(第1の(3)及び第4(13の(1)、14、15の(1)、19、24、27の後段及び28を除く。)を準用)	平18厚令171 第48条第2項準用(第4条第4項及び第9条から第43条まで(第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条、第35条の2及び第43条を除く。))		同準用項目と同一文書
6 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。	平18厚令171 第224条第1項		電磁的記録簿冊
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。	平18厚令171 第224条第2項		適宜必要と認める資料
第6 変更の届出等	(1) 指定行動援護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定行動援護の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第46条第1項 施行規則第34条の23		適宜必要と認める資料
	(2) 指定行動援護事業者は、当該指定行動援護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第46条第2項 施行規則第34条の23		適宜必要と認める資料
第7 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い		法第29条 第3項		

1 基本事項	(1) 指定行動援護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第4により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	平18厚告523 の一 平18厚告539		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(ただし、その額が現に当該指定行動援護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定行動援護に要した費用の額となっているか。)	法第29条 第3項		
	(2) (1)の規定により、指定行動援護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平18厚告523 の二		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2 行動援護サービス費	(1) 次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)にある利用者に対して、行動援護(当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等をいう。)に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者(指定行動援護事業者)が当該事業を行う事業所(指定行動援護事業所)に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(基準該当行動援護事業所)に置かれる従業者が行動援護に係る指定障害福祉サービス(指定行動援護)又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス(指定行動援護等)を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第4の1 の注1		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	①区分3以上に該当していること。 ②平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の十二の基準を満たしていること。	平18厚告543の 十二準用(四)		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(2) 指定行動援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画及び支援計画シート等(行動援護計画等)に位置付けられた内容の指定行動援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第4の1 の注2		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(3) 指定行動援護等の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第4の1 の注2の2		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(4) 平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の十一に定める者が、指定行動援護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第4の1 の注3 平18厚告548 の十一		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(5) 平成18年厚生労働省告示第546号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件」を満たす場合であって、同時に2人の行動援護従業者が1人の利用者に対して指定行動援護等を行った場合に、それぞれの行動援護従業者が行う指定行動援護等につき所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第4の1 の注4 平18厚告546		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(6) 行動援護サービス費は、1日1回のみ算定となっているか。	平18厚告523 別表第4の1 の注5		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(7) 平成18年厚生労働省告示第543号に定める「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十三に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定行動援護事業所において、指定行動援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 特定事業所加算(I) 所定単位数の100分の20に相当する単位数 ② 特定事業所加算(II) 所定単位数の100分の10に相当する単位数 ③ 特定事業所加算(III) 所定単位数の100分の10に相当する単位数 ④ 特定事業所加算(IV) 所定単位数の100分の5に相当する単位数	平18厚告523 別表第4の1 の注6 平18厚告543 の十三		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(8) 平成21年厚生労働省告示第176号に規定する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定行動援護事業所又は基準該当行動援護事業所(指定行動援護事業所等)の行動援護従業者が指定行動援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平18厚告523 別表第4の1 の注7 平21厚告176		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

	(9) 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所等のサービス提供責任者が行動援護計画等の変更を行い、当該指定行動援護事業所等の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画等において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算しているか。	平18厚告523別表第4の1の注8	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(10) 前号の加算が算定されている指定行動援護事業所等が、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第4号に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届けた場合に、更に1回につき50単位を加算しているか。	平18厚告523別表第4の1の注9 平18厚告551	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(11) 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚告523別表第4の1の注11	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(12) 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚告523別表第4の1の注12	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(13) 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数に減算しているか。	平18厚告523別表第4の1の注13	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(14) 指定障害福祉サービス基準第43条第1項、第43条の4及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数に減算しているか。	平18厚告523別表第4の1の注14	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(15) 利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間に、行動援護サービス費を算定していないか。		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
3 初回加算	指定行動援護事業所等において、新規に行動援護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った場合又は当該指定行動援護事業所等のその他の行動援護従業者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第4の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
4 利用者負担上限額管理加算	指定行動援護事業者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第4の3の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
5 喀痰吸引等支援体制加算	指定行動援護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の(7)の①の特定事業所加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定していないか。	平18厚告523別表第4の4の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
6 行動障害支援指導連携加算	支援計画シート等を作成した者(作成者)が、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に同行して利用者の居室を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者と共同で行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行ったときは、指定重度訪問介護等に移行する日の属する月(翌月に移行をすることが確実に見込まれる場合であって、移行する日が翌月の初日等であるときにあっては、移行をする日が属する月の前月)につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第4の4の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7 福祉・介護職員処遇改善加算	平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十四に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。8及び9において同じ。)が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から6までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数 ② 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から6までにより算定した単位数の1000分の175に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から6までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数	平18厚告523別表第4の5の注 平18厚告543の十四 準用(二)	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

<p>8 福祉・介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十五に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。</p> <p>① 福祉・介護職員特定処遇改善加算(I) 2から6までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数</p> <p>② 福祉・介護職員特定処遇改善加算(II) 2から6までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p>	<p>平18厚告523別表第4の6の注 平18厚告543の十五 準用(三)</p>		<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>9 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</p>	<p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十五の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合は、2から6までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>	<p>平18厚告523別表第4の7の注 平18厚告543の十五の二 準用(三の二)</p>		<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
<p>10 福祉・介護職員等処遇改善加算</p>	<p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十四に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 2から6までにより算定した単位数の1000分の382に相当する単位数</p> <p>② 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 2から6までにより算定した単位数の1000分の367に相当する単位数</p> <p>③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 2から6までにより算定した単位数の1000分の312に相当する単位数</p> <p>④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 2から6までにより算定した単位数の1000分の248に相当する単位数</p>	<p>平18厚告523別表第4の5の注1 平18厚告543の十四 準用(二)</p>		<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>

	<p>令和7年3月31日までの間、平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十四に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定行動援護事業所等（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)</u> 2から6までにより算定した単位数の1000分の337に相当する単位数</p> <p>② <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)</u> 2から6までにより算定した単位数の1000分の318に相当する単位数</p> <p>③ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)</u> 2から6までにより算定した単位数の1000分の322に相当する単位数</p> <p>④ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)</u> 2から6までにより算定した単位数の1000分の303に相当する単位数</p> <p>⑤ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)</u> 2から6までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数</p> <p>⑥ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)</u> 2から6までにより算定した単位数の1000分の258に相当する単位数</p> <p>⑦ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)</u> 2から6までにより算定した単位数の1000分の240に相当する単位数</p> <p>⑧ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)</u> 2から6までにより算定した単位数の1000分の267に相当する単位数</p> <p>⑨ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)</u> 2から6までにより算定した単位数の1000分の225に相当する単位数</p> <p>⑩ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)</u> 2から6までにより算定した単位数の1000分の195に相当する単位数</p> <p>⑪ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)</u> 2から6までにより算定した単位数の1000分の203に相当する単位数</p> <p>⑫ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)</u> 2から6までにより算定した単位数の1000分の180に相当する単位数</p> <p>⑬ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)</u> 2から6までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数</p> <p>⑭ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)</u> 2から6までにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数</p>	<p>平18厚告523別表第4の5の注2 平18厚告543の十四 準用（二）</p>	<p>体制等状況一覧表、当該加算の届出書等</p>
--	--	--	---------------------------

(注) 下線を付した項目が標準確認項目